

## 令和 8（2026）年度農村型地域運営調査研究業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和 8（2026）年度農村型地域運営調査研究業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

本県の中山間地域等<sup>※1</sup>においては、農地の管理主体が高齢化し、集落機能自体の維持が困難な状況にある中、担い手に集約化が困難な農地を将来にわたり保全管理・活用していくためには、新たな運営母体の形成や持続的な地域活動の創出が必要となっている。

そこで、県内の集落活動と農業の結びつきや住民課題の実態を把握し、農業を核とした活動の展開方向や新たな地域団体等<sup>※2</sup>の設立に向けたプロセスをまとめるとともに、農村環境の将来像を話し合うプラットフォームの形成による、農村コミュニティの維持・活性化に向けた総合的な推進体制づくりに資することを目的とする。

※1：本事業上、3法（特定農山村法・山村振興法・過疎法）指定地域、農林統計上中山間地域、3法隣接地域を指す

※2：地域住民が中心となる団体の他、地域と一体となり、主軸として活動を主催するなど地域の活動を補う取組を実践する企業やNPO等を含む。

### 2 事業の背景及び考え方

これまで、中山間地域等を支える持続可能な仕組みを確立するため、地域団体等のニーズに応じた各種事業支援や農村ボランティアマッチングサイト「TUNAGU」<sup>※3</sup>（以下、「TUNAGU」という。）を活用した協働活動の促進など、外部人材との交流機会を拡大しながら地域活動の発展に向けた支援を実施してきた。

今後は、農村コミュニティ全体の課題をとらえながら、農地保全や農村資源活用さらには生活支援を住民や外部人材が持続的に担う体制づくりに向けて、新規の地域団体等の設立や新たな協働モデルの育成を行い、栃木県版の農村 RMO<sup>※4</sup>等の形成につなげていくことを目指す。

※3：甲が運営する栃木県の中山間地域の魅力ある情報を発信し、農村ファンと地域団体を協働活動により結び付けるためのサイト (<https://tochigi-tunagu.jp/>)。

※4：複数の集落で、「農用地保全活動」や「農業を核とした経済活動」、「生活支援等の活動」を行う組織。地域運営組織（RMO）が自治体やNPO等を中心として、生活支援やボランティア等に取り組むものであるのに対し、農村 RMO では、農業を軸として、農業者組織や農業に関わる人材が、地域組織等と連携して協議会を形成し、暮らしに関わる活動に取り組むもの（RMO：Region Management Organization）。

### 3 委託期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 5 日（金）までとする。

#### 4 委託料

- (1) 2,619,650 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- (2) 委託料の支払いは、本業務完了後の精算払を基本とする。ただし、乙は業務遂行のための財源として前払金が必要な場合は、甲と協議の上、委託料の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができるものとする。

#### 5 業務内容

##### (1) 農村コミュニティ調査研究

乙は、中山間地域等の住民コミュニティの実態と食と農と住民自治の関わり方や地域をとりまく課題について分類を行うため、複数の調査地区を選定し、実態調査を行う。

調査対象とする地域の考え方	以下の考え方を踏まえ調査地区を選定する	
	調査地域 A	農地の活用や保全にボランティアや農外人材が継続的に関わっている
	調査地域 B	一般社団法人又は NPO 等の非営利組織が住民支援や農村活動に継続的に関わっている
	調査地域 C	棚田を有しており、オーナー制度等による外部人材の活動が実践されている
	調査地域 D	遊休農地対策として地域住民による景観づくりや体験農園等の農業生産外の活用が積極的に行われている
	調査地域 E	その他、地域の現状を踏まえ、調査対象とすることが望ましい地域
選定地域数	A～E ごとに 1 地域 計 5 地域	
選定エリア	3 法 <sup>*1</sup> 指定地域、統計中山間地域、3 法隣接地域を有する市町 <sup>*2</sup>	
調査地域単位の目安	自治会区域、学校区域、集落単位、営農組織単位、農村保全管理単位等	
調査事項	<p>(1) 暮らしと農業の関わり 学校数、自治会数、自治会と子供会活動の運営方法、農業者数、農業者組織数、農業と住民活動の接点、食育活動、特産品づくり、伝統と農業の結びつき等について調査する。</p> <p>(2) 地域ぐるみの農地活用・保全の状況 草刈活動や生産販売活動への非農家参画状況、住民支援・農業支援を行う非営利組織の設置状況、地元企業の農業支援の状況、その他の任意団体等の農業支援の状況等について調査する。</p> <p>(3) 課題認識 地域運営の関係者や農業者に対して、生活環境や地域活動における課題、農業をとりまく課題を聞き取り、将来望ましい地域の姿等について、具体的に取りまとめる。</p>	
調査方法の目安	調査項目 (1) ～ (2) は聞き取り等により、(3) は可能な限り話し合いや実践活動、ワークシート作成等を通じ	

	て、地域の具体的な課題及び将来ビジョンを抽出して行う。
--	-----------------------------

※1 特定農山村法、山村振興法、過疎法

※2 宇都宮市、鹿沼市、日光市、益子町、茂木町、市貝町、栃木市、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町、大田原市、那須塩原市、那須町、佐野市、足利市

## (2) 農村型地域運営研究会の開催

乙は、中山間地域等の組織運営の在り方や地域課題の解決手法及び農村の価値等について、地域づくりに関わる関係者が議論を深める研究会を開催し、構成員相互の活動の活性化に結び付けるとともに、本県における農村型地域運営組織づくり等における支援体制について甲への提案を行う。

回数	年2回程度
研究会構成	以下の①～③をそれぞれ含む5～10名程度の構成とし、必要に応じて、行政職員を同席又はオブザーバー参加とする ①テーマに応じた関係団体 ②テーマに応じた専門家や活動人材※1 ③テーマに対して検討意欲のある農業者等
テーマの候補	以下の①～⑥のいずれかのテーマから選定する（各回はすべて異なるテーマとする） ①棚田を守るべき価値や意義とその実践の方策について ②農外（非営利組織や企業等）が持続的に関わる中山間営農について ③遊休農地の省力的な活用方法と地域内外の役割について ④農を核とした高齢者の支え合いの仕組みづくりについて ⑤大学生等の若者等が集落をサポートする仕組みづくりについて ⑥その他中山間地域等の地域課題の解決に向けて検討すべき事項
開催スタイル	・対面を原則とし、企画に応じてオンラインや野外実践活動を組み合わせる ・その他、必要な事項は甲と協議の上で決定する
研究会に求める成果	テーマに応じて本県が目指すべき地域の姿や行政側に支援を求めるべき内容について、甲へ提案する

※1 生活支援コーディネーター、生活支援体制整備アドバイザー、農村プロデューサー、地域おこし協力隊、集落支援員、「農」ある暮らしアドバイザー、農業委員等 等

## 6 業務計画書の提出

本業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と十分に打合せを実施した上で、了承を得ること。

### (1) スケジュール

別紙1のスケジュールを基本とするが、甲と協議の上、変更可能とする。

### (2) 実施体制

ア 本業務に関する実施体制を示すこと。

イ 乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

ウ 実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。

エ 実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

## 7 中間状況の報告

乙は、5の(1)及び(2)の取組状況について、中間状況を報告すること。

なお、報告書式は任意とし、提出時期については甲と協議の上決定すること。

## 8 会議、打合せ等の出席

乙は、甲と定期的に打合せを実施するほか、甲の求めに応じ、関連会議等に参加し、本業務の情報共有等を行うこと。

その他業務遂行上必要が生じた場合は、適宜打合せ等を実施すること。

## 9 実績報告

### (1) 成果物

乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「成果報告書」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存した電子媒体を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

### (2) 検収

・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。

・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

### (3) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を伏すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

## 11 著作権等

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 本業務に係る著作権及び使用権は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (3) 乙は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得るものとする。
- (4) 本業務により制作された成果物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務により生じた特許権等の知的財産については、全て甲に帰属する。

## 12 秘密保持等

### (1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止の措置を講じなければならない。

- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

### 13 その他

- (1) 本仕様書に記載された業務に係る一切の経費（人件費、報償費、燃料費、交通費、消耗品費等）は、全て委託金額に含むものとする。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決する
- (4) 本業務の成果は、全て甲に帰属する。
- (5) 業務実施に当たっては、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (6) 委託内容やスケジュール等の修正・変更には可能な限り柔軟に対応すること。
- (7) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (8) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- (9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示する。

業務スケジュール

(1) 農村コミュニティ調査研究				(2) 農村型地域運営研究会の開催			
	調査の企画調整	調査の実施	フォローアップ等	結果取りまとめ	研究会の企画調整	研究会の実施	結果取りまとめ
7月	業務計画書（詳細スケジュール・実施体制・連絡体制等）の作成						打ち合わせ （随時）
8月	調査地への連絡調整	調査、情報交換会等の実施			研究会（第1回） 内容、参加者調整		
9月						研究会（第1回） 開催	
10月				補完的企画や相談 対応の実施 （必要に応じて）		研究会（第2回） 内容、参加者調整	
11月						研究会（第2回） 開催	中間状況報告
12月							
1月				調査結果の取り まとめ等			
2月							
3月	実績報告書の提出						成果報告